

# 「定額減税しきれないと見込まれた方」等へ追加の給付金（「調整給付金（不足額給付）」）のご案内

※この通知を受け取られた方は、原則、**申請手続きは不要**です。

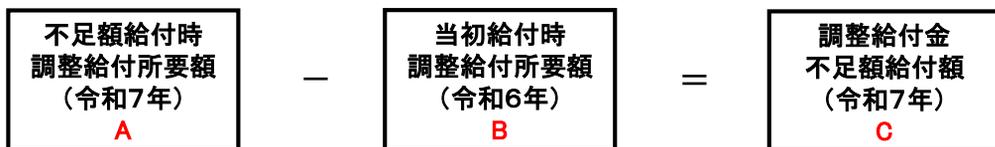
調整給付の「不足額給付」とは、当初調整給付<sup>(注)</sup>の算定に際し、令和5年所得等を基にした推計額（令和6年分推計所得税額）を用いて算定したことなどにより、**令和6年分所得税及び定額減税の実績額等が確定したのちに、本来給付すべき所要額と、当初調整給付額との間で差額が生じた方**に対して、その差額を**追加で給付**するものです。

(注) 昨年夏、「定額減税しきれないと見込まれた方」に対しては、当該減税しきれないと見込まれた額を基礎として、調整給付金（当初調整給付）を支給しております。

## 例

- 令和5年所得に比べ、令和6年所得が減少したことにより、「令和6年分推計所得税額（令和5年所得）」 > 「令和6年分所得税額（令和6年所得）」となった方
- こどもの出生等、扶養親族が令和6年中に増加したことにより、「所得税分定額減税可能額（当初給付時）」 < 「所得税分定額減税可能額（不足額給付時）」となった方
- 当初調整給付後に税額修正が生じたことにより、令和6年度分個人住民税所得割額が減少し、都度対応ではなく、不足額給付時に一律対応することとされた方

## イメージ



※ABCはいずれも1万円単位

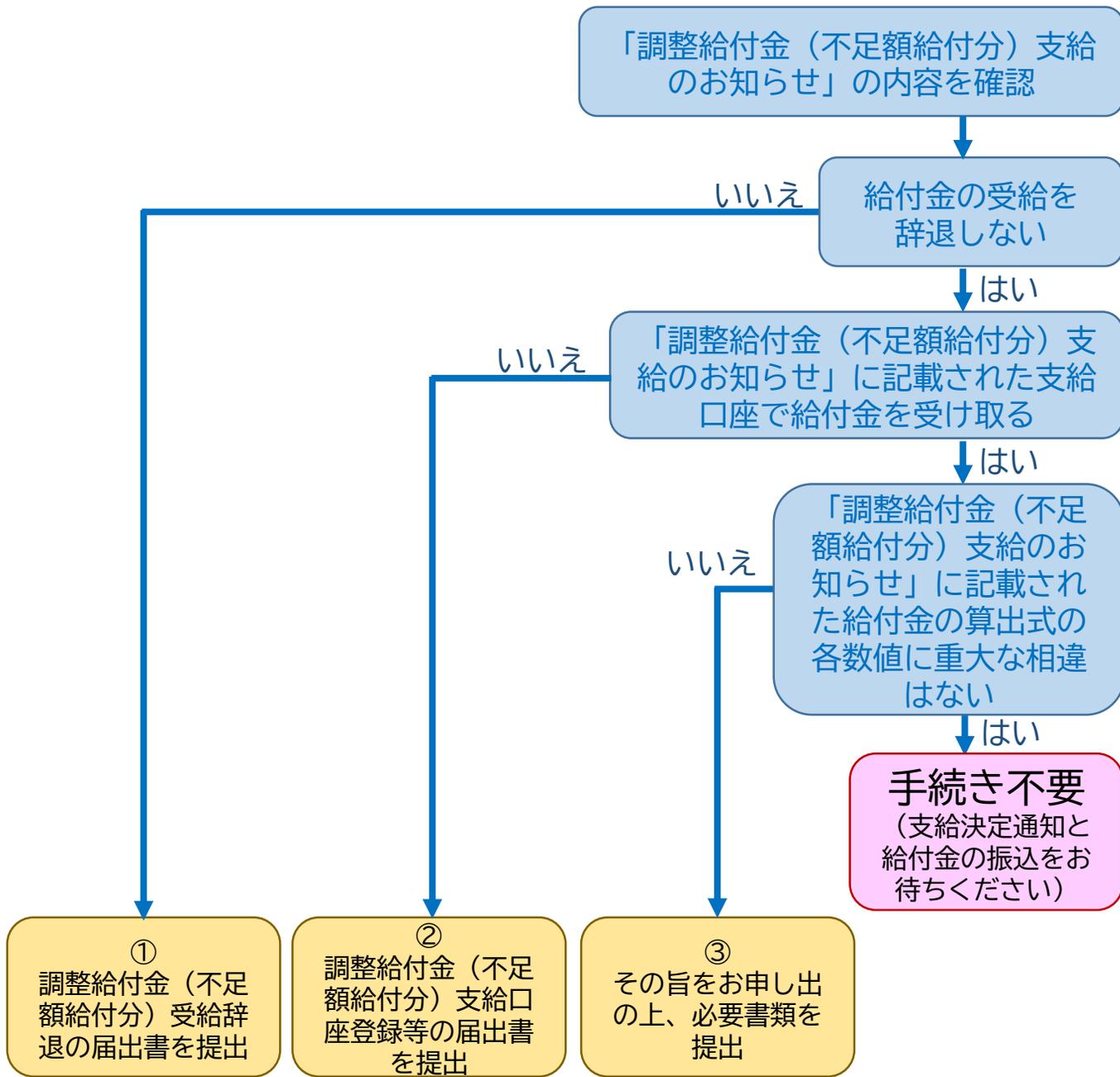
【当初給付時(令和6年)】

【不足額給付時(令和7年)】



今回の通知は、調整給付金（不足額給付）の支給対象者に該当する方のうち、**マイナンバーカードにより公金受取口座を登録済みの方**などに対し、それ以外の方に先駆けてお送りしているものです。

# 調整給付金（不足額給付）受給までの流れ



※①②③いずれの場合も9月3日（水）までに必要書類を提出してください。

## 手続きに必要な書類等の入手方法

- ① 「調整給付金（不足額給付分）受給辞退の届出書」が必要な方
- ② 「調整給付金（不足額給付分）支給口座登録等の届出書」が必要な方  
諏訪市ホームページよりダウンロードの上、必要事項を記入し市役所へ郵送又は持参してください。  
＜郵送先＞〒392-8511 諏訪市役所 税務課 市民税係（封筒への宛先住所記載不要）
- ③ 「調整給付金（不足額給付分）支給のお知らせ」に記載された調整給付金（不足額給付分）の算出式の各数値に重大な相違を認める方  
諏訪市役所税務課（☎0266-52-4141（内線142・143））までお申し出ください。その後、必要となる書類等についてご案内いたします。

【お問合せ】 諏訪市定額減税調整給付金コールセンター  
TEL：0570-026-126（開設時間8：30～18：00）



諏訪市ホームページ

※諏訪市では本事業の一部を(株)日本旅行に委託して実施しています。